

特許制度導入と産業革命

会員 宮本 隆司



要 約

産業革命という言葉はよく知られている。しかし、その概念と時期を明言している産業革命についての文献がない。産業革命を記載している文献の多くは、18世紀から19世紀頃の一つ一つの大発明のみやその時代の社会的背景のみとかを、歴史的に述べているだけである。したがって、産業革命の概念そのものが明確にされていない。さらには、産業革命が発生した明確な時期もどれも具体的に特定されていない。

そこで、我々の専門分野である特許制度から産業革命を追求すべく、幾つかの国の特許制度を取り上げてそれを追求した。すなわち、英国、米国、ドイツ帝国、日本、及び中華人民共和国などの主な国の特許制度の成立時期と、それらの国の特許制度成立のいきさつを最初に取り上げて述べた。そして、それらと産業革命内容とその発生時期を明確にした。

1 はじめに

平成5年に日本弁理士会研修所開設15周年記念の軽井沢セミナーにて、当時研修所の鈴江所長は、当時東北大学の西澤潤一総長に講演を依頼した。そこで、西澤総長は、グラバー邸で有名なグラバーが日本の特許制度導入に関与していたとの話をした。すなわち、グラバーは、後に明治の元君となった伊藤博文と井上馨を、江戸末期にグラバーの出身地であるグラスゴーに密航させた。そして、グラスゴーをよく見てこいと言ってグラスゴー大学で学ばせた、とのことである。それで、昨年これを基に国会図書館に参考資料をさがしに出かけ、色々調べたが目的にした資料は全く出てこなかった。

仕方なく、グラバーに関してお雇い外国人でさがしたが、それで分かったことは「お雇い外国人に関することはよく分からない」(?)とすることである。すなわちそれまでは、政府等によるお雇い外国人制度に関する組織的なものがあって、その制度のもとにおいて統一的に師となる外国人を招いていたものと思っていた。しかし、その実体は全くばらばらであって、色々な組織がそれぞれ自分の都合で師となる有能な外国人を勝手に招いていたようである。したがって、その内容は特定できず、これがお雇い外国人制度であるという特定の資料はなかった。例えば、明治時代に入って

海軍は独自で、海軍教育に役立つ師となる有能な外国人を多数招いて皆で教えたとのことである。また、このお雇い外国人の制度は江戸時代からあったとのことであるから、シーボルトもその一人であろう。さらに、この制度は明治時代になって、短期間滞在のケースも非常に利用されたとのことであるから、クラーク博士もその一人であろう。

余談は兎に角として、グラバーに関しては特許制度に結びつく資料は見つからなかった。それで、仕方がなく、グラスゴーなら造船業の発達で有名なので何か特許に結びつくものはないかと産業革命でさがした。

2 産業革命

2.1 グラスゴー

しかして、グラスゴーにおける産業革命の文献を再び調べたが、グラバーとの関係を示すものは見つからなかった。わずかに、下記に述べる文献5のイギリス産業革命史の旅だち⁽¹⁾に書かれているもののみであった。これはグラスゴーの過去の工業技術の発展の荣誉が、現在は消えてしまったとのことである。その他の主な内容は下記のごとく製鉄技術の話である。そこで、視点を広くして産業革命とは何かと考えてみた。

2.2 産業革命とは何か

産業革命という言葉は非常によく使用されているが、それが何であるかは明白にされていない。例えば、フランス革命と言えば、その背景からその引き金になったものやその結末に至ることまで、詳細に知れ渡っている。しかし、産業革命に関しては、上記のお雇い外国人と同様に誰もが学校で学んだ。それ故に、産業革命についても、さぞかし多くの歴史学者によって研究し尽くされており、豊富な文献が存在するかと思っていた。しかし、驚いたことに我々特許に携わる者にとっては全くの見当外れの研究の束の山であった。それは、それらの全ての文献の著者は、発明と特許に関する知識は全くないようである。それで、一つの発明などの技術革新をとらえて大きな産業革命を論じている。例えば、蒸気機関の発明とかコークスの使用による近代製鉄法の発明などかの一つの発明のみで恰も産業革命が起きたとの記載などである。さらに、産業革命については、その時期に工業技術が爆発的に発達したという事実を示しているのみで、その中身の記述が全くない。そして、もっとも重要なことである、産業革命を起こした起因となる工業技術の急変的発展の引き金は何であったのか、さらにその内容は何か、およびその産業革命発生の具体的な時期を明白にしている文献は全くない。

2.3 特許制度と産業革命との関係の認識の普及

それゆえに、この調査を基に、我々特許に携わる弁理士の一員の見方から産業革命について纏めてみた。そしてそれを、多分野にわたる専門家から構成されている学会であり、筆者が所属の日本マクロエンジニアリング学会の学会誌に投稿した。その結果、日本が明治になって工業技術の面から急速に発展した理由が今まで分からず不思議に思っていたがこれで分かったとか、産業革命が特許制度に結びついていることを初めて知ったとかの声をこの学会の大勢の会員から聞いた。それで、このことが、一般世間に知られていないことに逆に驚いた。

日本弁理士会には大学の教職に就いている弁理士も多いし、TLO その他の組織で指導したり講演したりしている弁理士も多い。それ故、「産業革命は特許制度に起因している」と言うことを、特許制度を学ぶ学生その他の組織に伝えて特許制度の理解の普及になるようにと、それを弁理士向けにその重要点を書き直し

てこの会誌に記載することにした。

3 産業革命と特許制度の関係

3.1 産業革命に関する文献

これに関する文献を調べてみたところ、おおむね以下の如くであった。これらに目を通したところ、特許制度に携わっている者にとって非常に興味深い共通点を発見した。まず、それらの文献の主なものを以下に挙げる。

文献1 イギリス産業革命の構造⁽²⁾

これは、木綿工業と機械工業と鉄・石炭鉱業などの工業のグループの分析と、階級社会の分析と政治構造の分析をしているものである。しかし、これだけでは、産業革命を説明することはできない。何故なら、これらの事実をもってして、最近起きた共産主義政治における中国の特許制度の成功の説明が宙に浮いてしまうからである。と言うことは、この文献は、当時の英国の社会の歴史を分析し述べているのみであって、これが産業革命の原因とかの理由には全く結びつかないからである。

文献2 アメリカ産業革命史序説⁽³⁾

これは、この文献中の序説でも述べている様にアメリカの綿工業を前提にしたもので、米国の南北における綿工業発展過程の背景を述べている。綿工業は、欧州で産業の機械化が始まった最初の重要な工業故に、この文献に限らず産業革命に関する多くの文献がこの綿工業を取り上げている。しかし、その全てが、これを歴史の一つとして述べているのみである。

この文献の基と考えられる木綿工業技術は他の多くの文献から読み取れば、以下の如くである。すなわち、それまでの欧州の繊維技術は羊毛を中心にした家内工業的なものであって、機械工業といえるのにはほど遠いものようであった。それが、インドの木綿繊維工業の技術が西に伝わって最後にイギリスに取り入れられて、工場での機械工業として発展したようである。

したがって、産業革命に関する文献の圧倒的な多数がこの木綿工業を少なくとも間接的に記載している。したがって、この文献は、大工業国になった米国の初期の機械工業化の引き金はこうであったものとの文献であって、これも産業革命の説明には直接結びつくものではなからう。

文献3 イギリス産業革命史論⁽⁴⁾

これは、有名な歴史学者のトインビー博士の著であり、イギリスの産業革命当時の背景を経済社会的分析と組立によったものである。しかして、歴史的記載であって産業革命の内容はつかめない。

文献4 イギリス産業革命地図⁽³⁾

これは、イギリスの19世紀前後時の自然環境と人口と農業等の社会構造や、風力と水力と石炭と蒸気力等のエネルギーの変遷、及び繊維工業と各種の工業の分析、銀行業その他の組織と労働組合などなどスポーツと教育と宗教と選挙制度その他の制度を非常に詳細に事項的に地図化しているのみである。

文献5 イギリス産業革命史の旅⁽¹⁾

これは、イギリスの産業革命当時の動力の分析から始まり、それが蒸気機関車に発展したことを述べている。そして注目すべきことは、近代的な鉄の製造法が1709年に発明されたとの記載である。それは、その火力を木炭に代わってコークスを使用したことである（石炭は大量に採取できるが、不純物を多く含んでいる故、還元には向かない）。この不純物のないコークスにより、鉄の大量生産が可能となった。そして、この発明の場所であるセバン溪谷に、産業革命発祥の地という記念碑があると言う。しかし、この製鉄法を産業革命に結びつけることに無理があることは後述する。

文献6 イギリス産業革命の史的分析⁽⁶⁾

これは、タイトル通りで、その産業革命の歴史を分析しているのみであって、他の文献と同様に産業革命の起源や内容の解説がない。

文献7 19世紀ハンガリーの産業革命－ハンガリー資本主義の像の再検討－⁽⁷⁾

これは、19世紀のハンガリーの産業革命時の製粉業から発電電と機関車の分析や技術教育等を分析しただけのものである。

文献8 イギリス産業革命期の農業構造⁽⁸⁾

これは、イギリスの産業革命期の土地や農業経営の分析をただけのものである。

文献9 イギリス産業革命の研究⁽⁹⁾

これは、木綿工業を取り上げている。そして、大いに注目すべきことは、ここに産業革命の概念とその時期について「明確でない」と重要な点を指摘していることである。と言うことは、この著者は、産業革命を正しく認識しようとしていることになる。

さらに重要なことは、この著者はイギリスの産業革命の先行条件として、特に木綿工業における工場制度の成立を取り上げていることである。これは、文献2の所で述べたように、英国での機械工業はこの木綿工業から始まったことであり、ここに産業革命の原点として目を付けたことにある。これが、後に述べる英国の綿布業の通商上の特権に関する特許状に結びつく所以ゆえ。

3.2 発明と産業革命

産業革命は英国で始まった故に、その文献はイギリスに関するものが圧倒的に多い。ところが、これら全ての文献は産業革命当時の社会的構造や個々の発明などの技術的背景を分析して歴史的に述べているのみである。すなわち、それらの歴史的背景は重要ではある。ただし、革命と言うからには、フランス革命のように何がその革命の引き金となったのかそしてその内容はどうか等産業革命そのものを明記してあるものは一冊たりともない。

そこで、産業革命とは何かと再び問うた。例えば、フランス革命は、具体的な一つの事件であってその事件の報道がその基底にある。しかし、産業革命は具体的な一つの事件ではない。したがって、それがその基底にはなっていない。例えば、上記の文献5の如くに、近代的な大規模の製鉄量産法が発明されたからと言って、その文献が述べているような、その一つの発明のみで産業革命というものが発生したと言うものではない。

すなわち、近代工業においては、この発明の他に液体金属を使用しての近代的な板ガラスの大規模量産方法の発明もある。それまでの建築物の窓は、どの窓もただ壁に穴が開いているのみでせいぜい風雨よけと夜間の防犯用の木製の扉があるのみであった。しかし、板ガラスのこの近代的発明の大量生産により、どの窓もガラス窓を備えた近代建築物が完成した。これが、建築界の産業上の発展に大きく貢献した。また、エジソンの電球の発明は、現代の照明技術のみでなく、それから派生した真空管の技術に始まる電子技術の発展に大きく貢献した。しかし、これら近世の3大発明とも言える発明のそれぞれを単独にもってしても産業革命そのものとは言えない。その理由は後述する。

中には、文献3と4のように、エネルギーに注目し、それまでの風水力の利用から熱エネルギーを利用した

蒸気機関の発明に原点を求めたものもある。しかしこれも、エネルギーを捉えるならば、人力のみによる農耕から牛馬利用の農耕への変革と言う重要な発明がある。さらには、それまでは考えもつかなかった自然エネルギーの利用である風水車の発明がある。これらの発明は、当時ではエネルギー革命とも言えるものである。しかし、これらの時期に、産業革命のような現象は微塵ほどもなかった。大発明は、人類の発生時から常にあった。すなわち、発明することの出来る動物の誕生が人類の誕生である。したがって、その当時の個々の発明のみをもって、直接産業革命に結びつけることは出来ない。

3.3 産業革命という言葉

しかして、18世紀前後に、イギリスに産業革命が発生した。では、この産業革命とは何かと言うことになる。そうすると、まず言葉の問題から解決すべきである。すなわち、これが決まらないと産業革命の概念とその具体的な時期が明確にならないからである。このことは、上記の文献9の著者も産業革命の概念とその時期が明確でない指摘している。要するに、どの文献も産業革命そのものに直接触れてはいない。そこで、産業革命という言葉はどうして生まれたのかと言うことを考えて見た。すると、上記した文献など産業革命に関する文献を書いている学者は、その文献の内容から察すると歴史的な観点から産業革命について述べていることが分かる。それで、近世になって、歴史学者がその歴史を書くときに、何か知らないが18世紀前後に、工業技術の発達に従来にない爆発的な発展といえる大変革が起きた。これは、通常の変革ではなく、産業（工業）（因みに、英語では共に industry）の革命的な変革だ、として産業革命と命名したものと思われる。しかし、産業革命は、フランス革命のような具体的な一つの事件とその報道に基づいたものではない。それ故に、産業革命の具体的な内容はわからず、歴史学者的にその当時の社会の背景や個々の発明に言及しているのみであると考えられる。

しかして、この工業技術の爆発的な変革を、個々の発明のみに注目せずに、産業革命当時に発明が異常なほど急増したと言う、その背景を思慮すれば、産業革命の引き金になったものとその内容とその具体的な時期が明白になる。そこで、最初に我々に関係ある幾つかの国の特許制度の歴史をかい摘んで述べ、つぎにそれ

らと産業革命との関係を引き続いて述べる。

4. 特許制度の制定

4.1 主な国の特許制度制定

4.1.1 ベニス

ベニス共和国で特許制度が1474年に制定され、これが世界最初の特許制度である。しかし、これは内部的な制度であって、外国との通商権を与えたものではなく、現在の特許制度とはほど遠く、産業革命にまでは結びつかない。

4.1.2 英国

イギリスで1623年に、専売条例として制定されたものが、近代的な特許制度の最初のものであり、これにより本格的な特許制度が始まった。

4.1.3 米国

アメリカは、1787年に立法された憲法第8条に「議会は、著作権及び発明者に対して、一定期間それぞれ著作及び発明に関する権利を独占させることにより、科学及び有用なる技術の進歩をはかる権限を有する。」と規定した。これに基づき、1790年4月10日に特許法が制定された。

4.1.4 独国

ドイツは、1871年（明治4年）に統一されてドイツ帝国が誕生した。そのわずか6年後の1877年に特許制度を制定した。ここで注目すべきことは、英米の特許制度にない、実用新案法というものを同時に作ったことである。

4.1.5 日本

日本は、1871年（明治4年）4月7日に専売略規則として特許制度が始まった。これは、明治憲法発布（明治22年2月11日）より早いものであったが、その審査手続に費用がかかりすぎると言うことで一時廃止された。しかし、その必要性が再び認識されて、明治18年4月18日にドイツの特許制度を手本とした今日の特許制度が高橋是清を初代長官として成立した。因みに、内閣制度はその後の同年12月22日に成立し、近代司法制度はその5年後に成立した。

4.1.6 中国

中華人民共和国の特許制度は、1985年4月1日にドイツの強い要請によりドイツの制度を基本として、後に述べるように仕方なくこわごわと成立させられた。すなわち、中国は、後に述べるように米国やドイツや日本のように自ら進んで特許制度を導入したので

はないのである。

4.2 各国の特許制度のいきさつ

4.2.1 英国

14世紀の初頭、外国との貿易を盛んにし、イギリスに新しい技術を導入するため、エドワード2世が貿易業者に通商上の特権を与えた。具体的には、或る業者に綿布業に関する特許状を1331年に与えた。これは、産業の発達に寄与する特別な保護手段として脚光を浴びた⁽¹⁰⁾。

しかして、上記の綿布業の特許状が基底となって、1623年に近代の特許制度の基となった専売条例が制定された。これは、わずか9条から成る非常に単純な成文法で、特許権の付与はcommon lawにより、成文での規定ではなかったが、近代的な特許法の形は為していた⁽¹¹⁾。それまでは、新しい高度な技術を発明しても、他人にすぐ真似されてしまいがちだが、これで発明が保護されるようになった。

しかし、ここで特許制度が出来たからと言って、これが直ぐに一般に広まるのではなくそれが理解されるまでには非常に時間は掛かる。ましてや、特許制度の利用の仕方を知らないどころかその意味さえも知らない当時は、その制度の普及に要する時間は100年単位となったことは当然のことである。更には、特許制度は、最初から現在のように完成されたものではない。今日のようになるまでには、何度も特許法は改正されてきたと言う複雑で非常に長い年月を要した。上記の文献9が述べているように、産業革命の具体的な時期の特定が出来ないと言うことはそのためである。

しかして、新しい発明の技術内容を公表しても、その発明が真似されないように特許で保護されると言うことが分かれば、従来の如く徒弟制度により技術の秘密を図る必要はない。ましてや、特許制度は当然ながら、先にその発明の名乗りを上げた者にその権利が行くことになる。そうすると、自己の新技術の特許制度により競って公表するようになった。当然、外国からの技術導入は押し寄せるし、自国民はその新しい技術によってよりよい発明の刺激を受ける。因みに、patentはラテン語のpatensから来ており、openと言う意味である。すなわち、最新技術を徒弟制度のように秘密にせず、公表するなら保護するという制度である。

また、特許制度の優れた点は、発明を保護するのみ

でない。それよりも重要なことは、その発明の利用をも図っていることである。もちろん、発明の種類は大変に多いので、自己の発明を握りしめて他人には手も触れさせないというものもある。しかし、他人に利用させることにより利益が上がる場合が多い。例えば、現在、家電製品などのような大衆に普及させることが望ましい発明は、その発明を解放して他人に利用させる習慣になっている。もちろん、その発明の特許権を有する会社がその発明に関して最初の6月ほど先行して名前を売って、その後はロイヤリティーを取ることによりその発明の利用を多数の会社に許可し、一斉に製造販売して宣伝することにより、大衆に知れ渡ると言う具合である。

しかして、特許制度が産業革命の引き金を引いたのはグラスゴー大学であると判断する。その理由は、東北大学の西澤潤一元総長の話に根拠する。それは、上述した軽井沢セミナーにて、西澤元総長はこれに関してつぎのように話した。それは、グラスゴー大学の理学部の或る教授が、自分が考え出した優れた技術に関し、英国国王が制定した上記の特許制度に目を付けたとのことである。それで、その特許出願をし、その特許技術を民間企業に与え、その後はロイヤリティーを得て、自己の研究費を稼ぎ出すと言うことである。一方、民間企業は、その優れた技術を法律上自分のものとして使用できるので、その企業は発展し更にはその技術をよりよく向上させることが出来るようになったとのことである。これがきっかけで、グラスゴー大学の他の教授もその手法を使い、工業技術の発展に弾みを付ける発明が續々生まれたとのことである。発明の保護から更に進んだこの発明の利用は、発明の奨励になり、ここに産業革命の引き金が引かれたとの私見である（発明の利用）。このグラスゴー大学の発明の利用の仕方は、現在の日本の大学のTLO（Technology Licensing Organization）（大学等技術移転促進組織）にそっくりである。さらにこの手法は、上述の西澤潤一元総長が光通信他優秀な研究を基に多数の特許を取得して、それを多くの企業に利用させ、世界的な企業が育ったのと同様の手法である。この手法が、優秀な発明を爆発的に生じさせ、それにより高度の科学技術を有した企業を爆発的に生み出した。発明は利用されてこそそれがつぎの発明への奨励になり、それで産業が発達する。上記の文献4に記載の近代的な製鉄法は、その発明後40年もたってから一般に利用化されたと

のことである。とすると、その発明は特許出願されず、それでその間その発明は一般には利用されていなかったと言うことになる。すなわち、その発明はその間は世間からは埋もれていて、徒弟制度の発明技術と同様に産業の発達には役立っていなかったことになる。そして、その間、産業革命を停滞させたのであり、産業革命には何の影響もしてはいない。特許制度成立以前に人類が為した多くの発明が、産業革命のような現象を起こしていないと同様である。もし、この大発明が、特許出願されていたならば、この発明の技術の一般への利用は格段に早まり、産業革命を加速化していたであろう。

筆はそれだが、これを書いていて上記の軽井沢ゼミでの西澤元総長が特許にかかわったときの話を思い出した。それは、西澤元総長が東北大学の学生時に第2次世界大戦が終わり、所用で研究室の教授を訪ねていったときの話である。その時、その教授は他の教授と話をしており「戦争が終わったので、我々もやっと特許を取れるような研究が出来るようになった」と話していたとのことである。そこに、その当時の西澤学生が飛び込んだとのことで、その教授は「おお西澤か、お前も特許を取れ」と言っ、特許とは何かを話したとのことである。

上記の講演ではこの話のみで終わった。しかし、これから推論すると、その東北大学の教授はその特許に関してこのグラスゴー大学の特許の話もその当時の西澤学生に話したのではないかと思う。それは、戦前に日本人がなした世界に通じる10大発明の殆どは大学教授によるものであるからである。それで、日本の特許制度が出来たときから、このグラスゴー大学の特許の話は伊藤博文などから高橋是清を通じて学者等間に言い伝えられたと推定する。それで、戦前多くの学者が特許をとってきたと考えても不思議ではない。この真偽は、鈴江弁理士を通して西澤元総長にお聞きして頂くしかなさそう。

4.2.2 米国

当時の米国の指導者は、フランスより後進国であった英国が産業革命を起こし工業技術の点でたちまちフランスを追い越したのは、特許制度であると認識していたのであろう。それ故に、その独立の時から発明の保護の重要性を憲法にうたい、特許制度の採用を図り、大発明が続々と生まれた。すなわち、アメリカの産業革命の引き金は、その独立の時に既に引かれていたの

である。

4.2.3 独国

ドイツもその帝国結成後、直ちに特許制度を採用した。そのことは、彼らはこの特許制度が外国の技術の導入で、自国の工業技術力を急上昇させることを、多分英米の例から学び取っていたのであろう。特に注目すべきことは、英米に比較して当時大変に遅れていた自国の科学技術を慮ばかって、英米に特許を独占されないようにと、当時レベルの低い自国民の工業技術能力を上げるべく、簡単な考案程度でもよいから保護するとして実用新案制度を同時に作った。これによって、自国民はその制度に挑発されて、発明意欲が発生するという具合である。これは、後の中華人民共和国での実用新案制度に関して、表2に示したようにその実績が証明されている。以上のごとく、ドイツの産業革命の引き金は、この時に引かれた。

4.2.4 日本

日本は、明治に入り学校教育と鉄道と郵便制度をいち早く取り入れた。学校は武士には藩校があり庶民には寺小屋があった故、むしろ欧米より進んでいたと言える。そして、鉄道と郵便制度は、驚くほど巧みに完成させた。

それよりも大事なことは、特許制度の導入である。これは、福沢諭吉が欧米を視察してこれに目を付けたと聞かされていた。しかし、上述の西澤潤一元総長は上述のセミナーで、グラバー邸で有名なグラバーがこれに関与しているとの話をした。すなわち、グラバーは後に明治の元君となった伊藤博文と井上馨を、江戸末期にグラスゴーをよく見てこいと言ってグラバーの出身地であるグラスゴーに密航させてグラスゴー大学で学ばせたとのことである。これが、明治になって、特許制度の導入が何にも増していち早く採用された基底になったとのことである。グラバー邸には隠れ部屋がある故、その位のことは行われたであろう。何はともあれ、日本の産業革命の引き金は、この時に引かれた。

4.2.5 中華人民共和国

中国に特許制度の導入を迫ったのは、ドイツであった。ドイツは、当時資金も技術も乏しい中国にそれらを提供して巨大な市場の可能性のある中国で高度な工業製品を低価格で製造しようと言うことである。しかしそのままでは、その高度の技術を習得した中国に勝手にその技術による製品を製造されてしまう。そこで

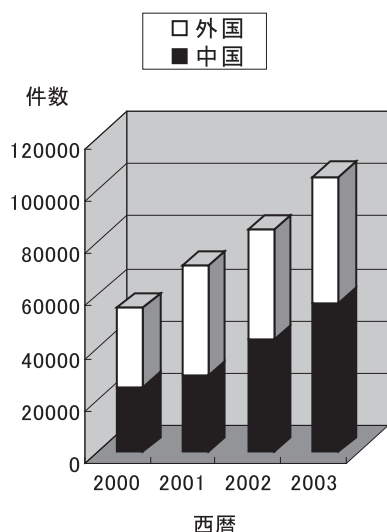


表1 中国での特許出願
外国人の出願と中国人の出願の割合

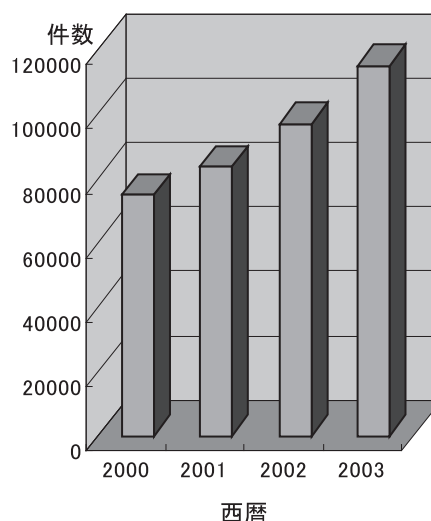


表2 中国実用新案登録出願

ドイツは、技術とその資金の供与を前提として中国に特許制度の採用を強力に迫った。特許制度など全く知らない中国側は、それが中国の発展になることを論された。しかし中国は、下記に述べるように、それこそ半信半疑で1985年9月1日に特許制度を導入した。

その導入10年後に中国弁理士会の代表が日本弁理士会を訪ねてきて講演をした。その中で、彼らは特許制度導入時の心境を、弁理士会の国際活動委員会の委員をしていた我々に次のように語った。「以前は、中国はまだ発展途上国なので中国自身の発明量は多くは成らず、特許制度を樹立すると主として外国人の特許権を保護することになりはしないかと心配していました。しかし、その後の運用実績が、その心配が誤りであったことを示していました、云々」と述べて、上記の表に示すような実績を胸を張って披露した(表1, 表2)。この表1で分かるように、最初の頃の特許出願は外国からのものが多かったが、そのわずか3年後には中国人の発明が同数程度に追い上げてしまった。

これで、中国の産業革命の引き金が引かれた時期が明白であろう。特に、この表2で分かるように、実用新案制度が、特許制度導入時のドイツや日本と同様に、中国人の発明意欲を非常に刺激したことが分かる。

昨年北京オリンピックをきっかけに、20数年ぶりに北京を訪ねた。それで、市街地のあまりの変わりように大変驚いた。前回訪問したときには、空港からホテルまで夕暮れどきのバスでのこと。周囲が真っ暗で何もなく、街灯一つだに灯いていなかった。そして、その暗闇の街路を走行していたのは、我々のバスが1

台のみで、薄気味悪いほどであった。ところが、今回は、街の中心地は超高層ビルが林立し、街路にはまぶしいほどのイルミネーションが輝いていた。この一つの事実のみでも、中国が特許制度導入により、科学技術や経済の急激に発展をしたことを目の当たりに見せつけられた思いがした。中国は、政治は共産主義であるが経済は資本主義であると言われている。特許制度は共産主義経済をも根本から変革し、文字通り産業上の革命を起こした。

5 工場的機械工業の発生から産業革命への発展過程

第1過程 機械工業から発明・特許

機械工業は、インドで始まった。すなわち、それまで家内工業的に生産していた綿製品を工場的な機械工業化がインドで行われた。シルクは、中国で誕生してそのまま(有体物の)商品として西に流れシルクロードが生まれた。一方、木綿はそれ自体の商品ではなく、木綿の機械工業として、その製造技術が西に流れた。ようするに、中国の絹はそのまま商品貿易として西に流れた。一方、インドの綿工業は、工業技術として西に流れた。ここに、商品そのままの価値としての貿易から、その商品を製造する技術を(無体物の)工業技術価値(知的財産)として新しい財産権の発生の火種が生まれた。

第2課程 商品の権利から製造技術の権利化

こうして、それまでの単なる商品の通商から、その商品の製造技術の通商がこの時に発生し、綿布業の特許状(1331年)に発展した。なお、この綿工業技術

は、インドから最後にフランスを通じて英国に技術移転されたようである。すなわち、上記の産業革命についての諸々の文献によると、元々この綿業技術はインドで発明された技術である。そして、それが歴史の発展の流れが示すように西へと流れた。とすると、その当時の英国の上記の綿布工業の通商特権の特許状に関して、現代における発明者という観念はなく、最新技術の保持者と考えた方が自然である。すなわち、当時は、発明者は誰であるかという考えはなく、それよりも技術導入が目的だからである。何しろ、当時仏国に比し後進国であった英国は、仏国から技術を盛んに取り入れていた。例えば、上記の特許状については仏国人が「これは私の技術ですから他人に真似されないように保護してください」と言って当時の英国国王に金一封を差し出し通商上の特権を申し込んだとのことであった。これがきっかけで、正式な制度になったとのことである。この話は、学生時代に聞いたもので確証はないが、上記の歴史学者の文献からの綿工業技術の流れから頷けよう（国王にとっては新たな収入源の発生が出来たことに注目）。また、英語の chair は仏語の chaise からきていて、肘掛けと背もたれの付いた豪華な椅子を意味し、その言葉と同時にその製造技術が英国に技術移転した。それまでの英国には、肘掛けも背もたれもない貧粗な椅子である stool しかなく、それがそのまま言葉と共に現代の英語に残っている程であるから。

なお、上記の通商特権の特許状に関して、国王の専権的な国王の利権となるような特権とはせずに、公的な制度の制定にしたと言うことは、マグナカルタ(1215年)と関係あるのであろうか、歴史学の専門家の意見が聞きたい。

第3過程 特許から産業革命

こうして、英国の綿布業の通商上の特許状の制度からの発展が、現代の特許制度の発火点である知的財産権の火種となった。そして、上記の専売条例(1623年)に展開し、この特許制度による発明の保護が最新技術を発明者自らが進んで公開するようになり、発明が爆発的に増加した。さらに、グラスゴー大学の教授による発明の利用が、発明という個人の知識が、造船業のごとき起業家による大規模な利用と発展に至った。

しかして、以上の綿布業の特許状の制度以後のことは、我々弁理士の分野では知られている。しかし、そ

の産業革命の発火点となる以前のこと、すなわち機械工業が綿に関してインドで生じたことに関しては我々の分野の文献からは分からない。一方、その発火点以前のことに限っては、その歴史学の専門家は詳細に研究している。但し、この分野の歴史学の専門家は、この先が分からず、この発火は線香花火程度なのに、特許制度の理解がなく打ち上げ花火があがり産業革命が爆発したという無理な結論を出している。

6 むすび

以上のように、産業革命は特許制度の確立によって生じたのである。このことを、多くの弁理士が、自己の関連する大学の学生やTLOその他の組織を通じて特許制度の重大さの認識の推進を図ることを願うべくここに投稿した。それで、この産業革命における特許制度の役割という事実を世間一般に知らせることを望んでいる。ひいては歴史学者もこの真実を理解して歴史の教科書に「特許制度が産業革命を起こした」と正しく記載するようにし向けられればと思う。

特に、歴史学の専門家との接点で、特許制度と産業革命に深く結びついている。したがって、その追求をそれらの専門家関連と連携して弁理士会の委員会が総力を挙げて研究すれば、弁理士会の存在と能力を世に示し、貴重な結果が得られよう。

文 献

- (1) 剣持一巳著 (株)日本評論社
- (2) 佐藤 昭著 (株)ネルヴァ書房
- (3) 豊原治郎著 (株)未来社
- (4) アーノルド・トインビー著 原田三郎訳 (株)日本評論社
- (5) J. ラングトン & R. J. モリス編 米川伸一・原剛訳 原書房
- (6) 山之内 靖著 (株)青木書店
- (7) 高田茂臣著 大東文化大学経営研究所
- (8) 椎名重明著 (株)御茶の水書房
- (9) 永田正臣著 (株)ミネルヴァ書房
- (10) 40ヶ国特許出願マニュアル 飯田幸郷著 (社)発明協会
- (11) 外国特許制度概説 朝日奈宗太著 東洋法規出版(株)
(原稿受領 2009.2.24)